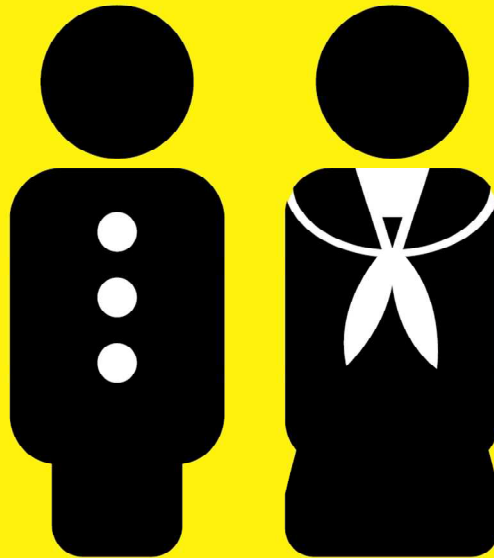


あなたを狙った詐欺や 悪質商法にご注意ください



クーリングオフって？

消費生活センターには「デパートで腕時計を買ったが、クーリングオフしたい」「通信販売でバッグを注文したが、クーリングオフできるか」等のクーリングオフに関する相談が寄せられます。

クーリングオフとは、消費者が申込みや契約をした後でも一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除が出来る制度です。特定商取引法には、訪問販売や電話勧誘販売等の不意打ち的な勧誘による契約には、クーリングオフが適用されると定められていますが、事例のような店舗販売や通信販売には適用されません。しかし、店舗販売であってもエステや語学教室、またマルチ商法等一定の条件を満たしていればクーリングオフが適用される場合があります。

不明な場合はお近くの消費生活センターにお問合せください。クーリングオフは適用される期間が決められていますので、早急に相談することが大切です。

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階

TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

